

食品製造業の施設・設備を復旧・整備したい

東日本大震災又は令和3年福島県沖地震による災害で甚大な被害を受けた中小製造業者の事業再開・継続を支援するために、生産施設・設備の復旧に要する経費の一部を補助します。

中小企業施設設備復旧支援事業

1 事業の要件

(1) 対象事業者：

次の①から⑤までいずれの要件にも該当する中小製造業者（「みなし大企業」※を除く）

- ① 県内での事業再開又は継続を目指していること
- ② 主たる事業として製造業を営んでいること
- ③ 県税に未納がないこと
- ④ 暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと
- ⑤ 本事業及び「中小企業等グループ施設等復旧整備事業」等の県が実施する東日本大震災又は令和3年福島県沖地震による災害における製造業者に対する施設設備関連復旧・復興補助金の交付決定を受けていないこと（同一の法人・個人で県による他補助金の交付決定を受けていないこと）

※「みなし大企業」：次の①～③いずれかに該当する企業

- ① 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している。
- ② 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している。
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める。

(2) 対象要件（次の各号のいずれの要件にも該当すること）

- ① 本事業により、当該中小製造業者の生産能力の早期復旧や雇用維持、被災地域の復旧に資する事業であること。
- ② 東日本大震災又は令和3年福島県沖地震による災害で、生産活動に不可欠な生産施設（工場・作業場・倉庫）や生産設備（機械・装置）の全部又は一部に甚大な被害が生じていること。

2 補助の対象となる経費

東日本大震災又は令和3年福島県沖地震による災害により、損壊若しくは滅失した補助対象者の所有する生産施設及び生産設備のうち、事業再開・継続に必要不可欠であり、県内で直接生産活動に利用される生産施設（工場・作業場・倉庫）及び生産設備（機械・装置）の修理、建替・入替に要する経費。

※申請に当たっては各種条件がありますので、詳細については新産業振興課ホームページ（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/>）をご覧ください。

3 補助率・補助限度額

詳細については新産業振興課ホームページ（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/>）をご覧ください。

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

東日本大震災又は令和3年福島県沖地震による災害で被害を受けた中小製造業者等から構成される「中小企業者等グループ」が復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に要する経費の一部を補助します。

1 申請ができる中小企業者等グループの要件

(1) 東日本大震災

構成員の事務所等が、東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域を含む市町に所在していた複数の中小企業者等から構成される集団で、下記のいずれかの機能を有するグループ

- ① サプライチェーン型
- ② 経済・雇用効果大型
- ③ 地域に重要な企業集積型
- ④ 水産（食品）加工業型
- ⑤ 商店街型（※所在市町の同意が必要）

(2) 令和3年福島県沖地震による災害

宮城県内に事務所等を有する複数の中小企業者等から構成される集団で、下記のいずれかの機能を有するグループ

- ① サプライチェーン型
- ② 経済・雇用効果大型
- ③ 地域生活・産業基盤型
- ④ 地域資源産業型
- ⑤ 商店街型（※所在市町の同意が必要）

注意) いずれかの類型のグループで県の認定を受けた場合に限り、補助金交付申請が行えます。

2 補助の対象となる経費

中小企業者等グループ及びその構成員の施設・設備で、東日本大震災又は令和3年福島県沖地震により損壊もしくは滅失等により継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠であり、かつ、原則として県内の「施設及び設備の復旧・整備」並びに「商業機能の復旧促進のための事業（商店街型のみ）」に要する経費。

3 補助率等

補助事業に要する経費の3/4以内(対象経費に消費税分は含みません)

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県農政部食産業振興課食ビジネス支援班 e-mail : s-business@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話 : 022-211-2812